

令和8年度

地域整備方向検討調査 石岡台地地域

地域整備方向検討調査報告書（案）補足検討業務

特 別 仕 様 書
（当初）

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	令和 8 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地域地域整備方向検討調査報告書 (案) 補足検討業務 (以下「本業務」という。) は、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」 (以下「共通仕様書」という。) によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この仕様書によるものとする。
(目 的) 第 1-2 条	本業務は、過年度に作成した石岡台地地域地域整備方向検討調査報告書 (案) について、補足検討等を行うものである。
(場 所) 第 1-3 条	本業務において対象とする場所は、茨城県石岡市ほか 6 市町地内で別添施行位置図に示すとおりである。
(業務概要) 第 1-4 条	各地区の概要は、次のとおりである。 【地区概要】 事業工期 昭和 45 年度～平成元年度 受益面積 3,829ha (水田 3,643ha、畑 186ha) (令和 7 年度末現在) 取水施設 第 1 揚水機場 (φ 700×2 台、φ 1,200×2 台) 関係河川 一級河川利根川水系霞ヶ浦 (水源：霞ヶ浦)
(低入札価格契約における第三者照査) 第 1-5 条	(1) 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第 85 条の基準に基づく価格 (以下「調査基準価格」という。) を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査 (以下「第三者照査」という。) を実施しなければならない。 (2) 第三者照査の企業に要求される資格 1. 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。 2. 関東農政局において、令和 7・8 年度 (当該業種区分) の一般競争 (指名競争) 参加資格の認定 を受けていること。 3. 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 4. 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 5. 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

項 目	内 容
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第 1-6 条	(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 (4) 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 (5) 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 (6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1 条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 (7) 第三者照査の照査技術者のAGRIIS 登録 共通仕様書第1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 (8) 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の迫完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備等
(一般事項) 第 1-7 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

項 目	内 容														
(管理技術者) 第 1-8 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する 学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	当該業務に関連する 学術部門	－	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	当該業務に関連する 学術部門	－													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－													
(照査技術者) 第 1-9 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する 学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマ ネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> (2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 1) 業務計画作成段階 2) 用水施設の検討段階 3) 地域整備方向検討調査報告書(案) の修正段階 4) 報告書作成段階 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	当該業務に関連する 学術部門	－	シビルコンサルティングマ ネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	当該業務に関連する 学術部門	－													
シビルコンサルティングマ ネージャー	農業土木	－													
(担当技術者) 第 1-10 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1-11 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1-12 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容																
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	作業の基本事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。 他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。 なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合は、監督職員と協議するものとする。																
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 現地調査を行う時期の詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。																
(貸与資料) 第 2-3 条	貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>平成 25 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地地区用水計画検討業務</td><td>一式</td></tr><tr><td>平成27年度 完了フォローアップ調査 石岡台地地区注水口調査業務</td><td>一式</td></tr><tr><td>令和 4 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地他河川協議資料収集等業務</td><td>一式</td></tr><tr><td>令和 7 年度 広域農業基盤整備管理調査 用水計画検討その他業務（新利根川沿岸ほか）</td><td>一式</td></tr><tr><td>令和 7 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地域経済効果算定その他業務</td><td>一式</td></tr><tr><td>石岡台地地区水利使用協議図書（現行水利使用）</td><td>一式</td></tr><tr><td>事業誌 石岡台地</td><td>一部</td></tr></table>	貸 与 資 料	数量	平成 25 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地地区用水計画検討業務	一式	平成27年度 完了フォローアップ調査 石岡台地地区注水口調査業務	一式	令和 4 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地他河川協議資料収集等業務	一式	令和 7 年度 広域農業基盤整備管理調査 用水計画検討その他業務（新利根川沿岸ほか）	一式	令和 7 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地域経済効果算定その他業務	一式	石岡台地地区水利使用協議図書（現行水利使用）	一式	事業誌 石岡台地	一部
貸 与 資 料	数量																
平成 25 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地地区用水計画検討業務	一式																
平成27年度 完了フォローアップ調査 石岡台地地区注水口調査業務	一式																
令和 4 年度 国営造成施設水利管理事業 石岡台地他河川協議資料収集等業務	一式																
令和 7 年度 広域農業基盤整備管理調査 用水計画検討その他業務（新利根川沿岸ほか）	一式																
令和 7 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地域経済効果算定その他業務	一式																
石岡台地地区水利使用協議図書（現行水利使用）	一式																
事業誌 石岡台地	一部																
(貸与資料の取扱い) 第 2-4 条	第 2-3 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。																
(参考図書) 第 2-5 条	作業の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか、次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(一社)農業土木事業協会</td><td>平成 5 年 3 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月								
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月														
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月														

項 目	内 容				
(関連業務) 第 2-6 条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>業 務 名</th><th>業務実施期間</th></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営造成施設緊急整備対策調査 石岡台地地区事業計画書（案）補足設計業務</td><td>令和 8 年 4 月 13 日 ～令和 9 年 3 月 12 日</td></tr> </table>	業 務 名	業務実施期間	令和 8 年度 国営造成施設緊急整備対策調査 石岡台地地区事業計画書（案）補足設計業務	令和 8 年 4 月 13 日 ～令和 9 年 3 月 12 日
業 務 名	業務実施期間				
令和 8 年度 国営造成施設緊急整備対策調査 石岡台地地区事業計画書（案）補足設計業務	令和 8 年 4 月 13 日 ～令和 9 年 3 月 12 日				
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 1「作業項目内訳表」及び別紙 2「作業項目」に示すとおりである。				
(作業の留意点) 第 3-2 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条、第 2-3 条、第 2-5 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 (5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。 (6) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。 (7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (8) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (9) 対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (10) 地域整備方向検討調査報告書（案）の更新にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）、農業水利施設保全補修ガイドブック 2024（（一社）農業土木事業協会発行）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、https://www.nn-techinfo.jp を参照。 ・農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 については、https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/ を参照。 ・新技術情報システム（NETIS）https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 (11) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。				

項 目	内 容
（業務写真における 黒板情報の電子化） 第 3-3 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （２）機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 （３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費含まれる。

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(用水施設の検討段階) 第3回 中間打合せ(地域整備方向検討調査報告書(案)の修正段階) 最終回 報告書作成段階 打合せはWEB会議により行うことを想定している。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (2) 打合せ場所 WEB会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所でいうものとする。
第5章 技術提案書の取扱いについて (技術提案の履行) 第5-1条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 (3) 要約版 1部
(成果物の提出先) 第6-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。 (8) その他重要な変更が生じた場合。
(業務スライドの試行) 第7-2条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知) URL (「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

〔作業項目内訳表〕

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 準備作業	発注者が貸与する過年度業務成果、その他の業務に要する貸与資料等の把握を行い、作業計画を立案する。	一式	
2. 用水施設の検討			
2-1 揚水ポンプの検討			
2-1-1 維持管理用水量の整理	過年度の取水実績と土地改良区聞き取り調査により、維持管理(充水等)に必要な用水量を整理する。	一式	
2-1-2 水理計算	石岡第1機場に維持管理用水量を取水するため、石岡第1機場から石岡第2機場の路線について、概略水理計算を行い、揚程等算定する。損失水頭は摩擦損失のみを計算して求め、これに他の損失水頭としてこの10%を加算して求め、H・W公式により水理計算を行う。	一式	
2-1-3 揚水機の検討	2-1-2及び過年度概略計算した貸与資料を基に石岡第1機場の維持管理用水量を取水するための揚水機に係るポンプ原動機の機種、台数、口径、機場位置、形式、基礎工の見直し比較検討を行い、機場諸施設の配置、規模の概略を検討する。	一式	
2-1-4 改修に係る概算工事費・維持管理費概算算定	2-1-2,2-1-3をもとに機場改修に係る概算工事費・維持管理費の概算金額を算定する。単価は他事例の単価でも可。	一式	
2-1-5 改修計画図の作成	改修計画図(平面図、縦断図)を作成する。	一式	
3. 地域整備方向検討調査報告書(案)の修正	上記2.及び過年度業務結果を踏まえ、過年度作成した地域整備方向検討調査報告書(案)の記載内容を確認のうえ、必要に応じて修正を行う。 なお、当該作業項目は別紙2のとおり	一式	
4. 照査	各作業項目の照査を行う。	一式	
5. 点検・取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、課題の整理、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	

本地域の受益面積:3,829ha、受益筆:約20,000筆

関係土地改良区:石岡台地土地改良区

関係市町:石岡市、小美玉市、笠間市、行方市、かすみがうら市、鉾田市、茨城町

別紙2 地域整備方向検討調査報告書(案)補足検討業務 作業項目

項目		R7業務	取りまとめ内容
第1章 調査概要			
	第1節 地域整備方向検討調査	○	農業農村整備事業、地域整備方向検討調査
	第2節 調査概要	○	概要表、概要図
第2章 地域概要			
	第1節 調査対象市町村と位置	○	概要表、概要図
	第2節 地域の概況	○	気象、地形及び地質
	第3節 産業構造	—	—
	第4節 農業構造	○	農家数、経営耕地面積別経営体数、農業産出額、法人経営体数、認定農業者数、担い手への農地集積率、主要作物の作付け状況
	第5節 前歴事業の概要	○	前歴事業
	第6節 石岡台地土地改良区の概要	○	所在地、組織、組織機構図
第3章 調査結果			
	第1節 地区課題把握調査		
	第1項 用水量算定調査	○	—
	第2項 水源現況調査	—	—
	第3項 営農課題調査	○	農業の特徴と課題
	第4項 施設課題調査	○	水利施設の概要、施設の状況、維持管理、省エネ化の概略検討
	第5項 環境調査	○	自然環境、生態系、景観、歴史・文化、地域の環境保全の取組、環境に係る地域指定等、既存文献調査
	第6項 耐震対策の重要度調査	—	—
	第2節 事業地区概定調査		
	第1項 用排水系統調査	—	用水系統
	第2項 管理組織調査	—	既存施設の管理、土地改良区の概要
	第3項 営農流通基盤調査	—	—
	第4項 農地連坦性調査	—	—
	第5項 地元意向調査	○	関係機関の意向
	第3節 整備構想策定調査		
	第1項 用水計画調査	—	—
	第2項 農業構造改善計画	—	—
	第3項 営農計画調査	—	—
	第4項 環境配慮調査	○	環境配慮の基本方針、想定される環境への影響、環境配慮方策の概要
	第5項 施設整備計画調査	○	水管理施設整備計画
	第6項 概略事業費算定調査	○	工事費、概略事業費
	第7項 概略効果算定調査	○	効果算定の考え方、総費用・総便益の算定方法、総括表
	第8項 地元意向確認調査	—	連絡調整会議の経過
第4章 地域整備方向検討調査のとりまとめ			
	第1節 地区調査移行への判断について	○	地域の現状、事業推進
その他参考資料			
	一般計画平面図等	○	—